

宝塚市建設工事総合評価方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち価格その他の条件が本市にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とするができる一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 入札参加者の施工実績等の技術的能力並びに社会性及び信頼性（以下「施工能力等」という。）と入札参加者が提示する価格（以下「入札価格」という。）を一体として評価することが妥当であると認められる工事
- (2) 入札参加者が提示する簡易な施工計画及び施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事

(総合評価方式による評価の方法)

第3条 総合評価方式による評価は、標準点（100点）と入札参加者が提出した簡易な施工計画又は施工能力等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）で除して得た数値に1,000万を乗じて得た数値（1,000分の1未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した数値とする。以下「評価値」という。）とする。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×1,000万

(知識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価方式の実施に当たっては、政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、総合評価方式に係る申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という）を定めようとするときに、あらかじめ2

人以上の知識経験を有する者（以下「知識経験者」という。）から意見を聴くものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、知識経験者から意見を聴くものとする。

3 前項の規定による意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、知識経験者から意見を聴くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じ、知識経験者から意見を聴くことができる。

（入札公告に掲げる事項）

第5条 総合評価方式を実施するときは、入札公告において、宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）第4条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (4) 落札者決定基準及び決定方法
- (5) 総合評価方式での評価結果等が公表されること。
- (6) 落札者が提示した技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
- (7) 前各号に定めるもののほか必要があると認める事項

（技術審査会）

第6条 総合評価方式を実施するに当たり、宝塚市総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置し、次の掲げる事務を担当させる。

- (1) 総合評価方式による入札を行う工事を選定すること。
 - (2) 施工計画の技術的所見の審査及び評価に関すること。
 - (3) 加算点を決定すること。
 - (4) 評価項目及び評価内容に関すること。
- 2 技術審査会に委員長を置き、委員長のほか委員4人をもって組織する。
- 3 この要綱に定めるもののほか、技術審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、宝塚市総合評価方式技術審査会規程に定めるものとする。

(技術審査会への審査内容の報告)

第7条 契約課長は、入札参加者から提出された技術資料について、簡易な施工計画以外の評価項目の審査を行い、技術審査会に報告するものとする。

(落札候補者の決定)

第8条 契約課長は、技術審査会から加算点の通知を受けた後に開札を行い、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とするものとする。

(1) 技術評価点が、標準点（100点）以上であること。

(2) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。

2 前項の規定に該当する評価値の最も高い者が2者以上あるときは、政令第167条の9の規定を準用し、当該入札参加者にくじを引かせて（電子入札の場合にあっては電子くじにより）落札候補者を定めるものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、前条の規定に基づき落札候補者となった者が入札参加資格を満たしていることを確認したときに行うものとする。

2 第4条第3項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて知識経験者から意見を聴く必要があるときは、その意見を尊重した上で落札者を決定するものとする。

(落札者の施工方法等)

第10条 第2条第2項の工事を落札した者（以下「受注者」という。）に対しては、受注者の提示した簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）に基づいて施工させるものとし、原則として技術提案等に係る設計変更等は認めないものとする。

(技術提案等に係る履行の担保措置等)

第11条 契約課長は、受注者が提示した技術的要素の内容のすべてを契約書（契約書と綴じ込み合冊した書面を含む。）に記載の上、当該工事主管課（以下「発注者」という。）へ回付し、発注者は、その履行を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、技術提案等に係る対応については、次のとおりとする。

(1) 技術提案等の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。

(2) 受注者の責めにより、技術提案等の内容が不履行の場合には、原則、受注者は再度の施工をし、発注者は受注者の工事成績評定点を減ずる。

- (3) 再度の施工においても技術提案等の内容が不履行の場合又は再度の施工が困難な場合には、受注者は発注者の指示により施工し、発注者は受注者の工事成績評定点を減ずる。

3 前項第2号及び第3号の工事成績評定点の減点方法は、次のとおりとする。

- (1) 再度の施工により技術提案等が履行された場合には、評価項目ごとに1点減点とする。
- (2) 再度の施工でも技術提案等が不履行の場合又は再度の施工が困難な場合には、評価項目ごとに3点減点とする。

4 入札参加者の技術資料等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合又は技術資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、宝塚市入札等参加指名停止基準の規定に基づき入札参加資格停止措置等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。